

『20 歳未満の者の飲酒防止への取組』

7か条

酒類は、致酔性、依存性、慢性影響による臓器障害及び発育・発達段階にある 20 歳未満の者の心身に対する悪影響等の特性を有しており、酒類を販売する際には、このような酒類の特性を理解している者が購入者を確認した上で販売することが必要です。

酒類小売業者及び酒類販売管理者のみなさまにおかれましては、20 歳未満の者の飲酒防止のため、次の事項について積極的に取り組んでください。

- 1 20 歳未満と思われるお客様には**年齢確認**を実施し、20 歳未満の者には酒類を販売しないようにしましょう。
- 2 夜間に酒類を販売する場合には、20 歳未満の者の酒類購入を責任をもって防止できる者を配置するなど**販売体制の整備**をしましょう。
- 3 20 歳未満の者が酒類を清涼飲料と誤認して購入しないよう、酒類（特に清涼飲料的な酒類）と清涼飲料との**分離陳列の実施**をしましょう。
- 4 20 歳未満の者のアクセスを防止するよう改良された酒類自動販売機（改良型酒類自動販売機）以外の**酒類自動販売機の撤廃**及び設置した**改良型酒類自動販売機の適切な管理**をしましょう。
- 5 カタログ販売やインターネット販売等の通信販売形態で酒類を取り扱う場合には、**20 歳未満の者の飲酒防止の注意喚起**及び**申込者の年齢記載・年齢確認の徹底**をしましょう。
- 6 **ポスター掲示などによる 20 歳未満の者の飲酒防止の注意喚起**をしましょう。
- 7 アルコール飲料としての酒類の特性、特に 20 歳未満の者の心身に対する悪影響及び 20 歳未満と思われる者に対する**年齢確認の実施方法などの従業員研修を実施**しましょう。